

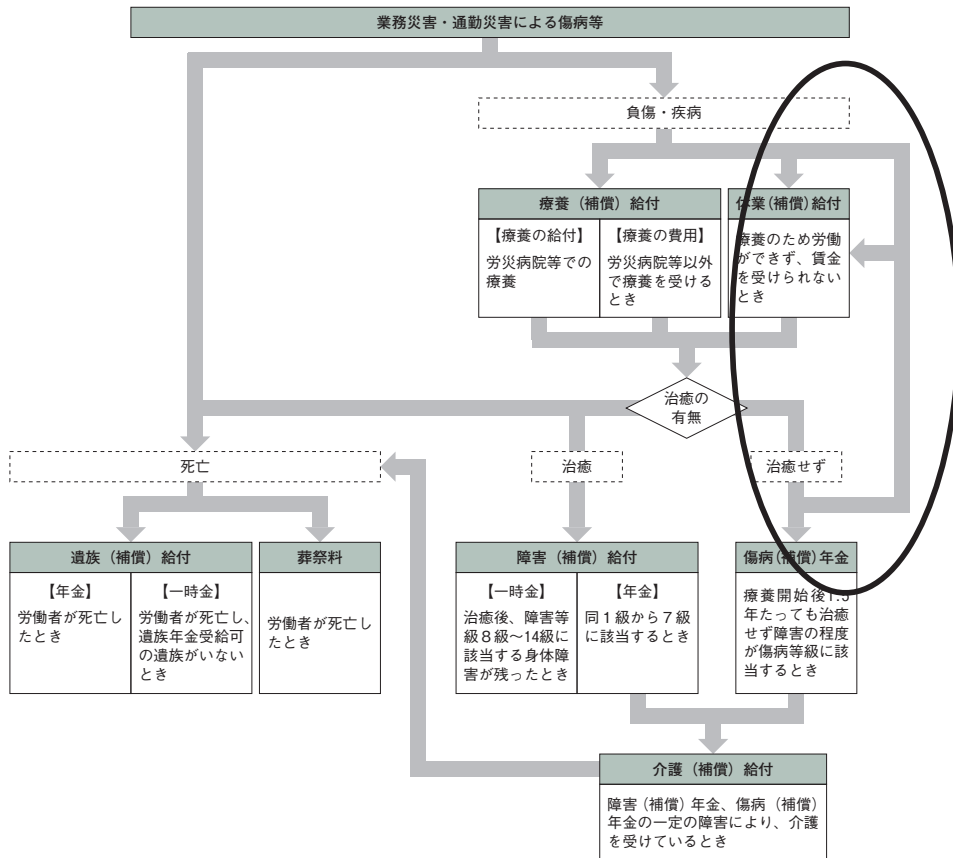
## 訂 正 表

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『人事・人材開発3級』（第2版）の記述の一部に誤りがありました。お詫びとともに、以下のように訂正させていただきます。

版・刷	頁	訂正箇所	誤	正
初刷	84	図表2-1-1のタイトル	社員区分の基準	法令、労働協約、就業規則、労働契約の優先順位
初刷・第2刷	218	本文下から8行目	～期間定額基準と給与算定式基準の二者択一に変更）。	～期間定額基準と給付算定式基準の二者択一に変更）。
初刷・第2刷	220	本文上から7行目	退職給付算定の際に用いた期待運用収益率を～	退職給付算定の際に用いた <u>長期</u> 期待運用収益率を～ <sup>*1</sup>
初刷・第2刷	228	本文上から1～2行目	～被保険者本人に保険料納付義務が発生することに注意が必要である。	～被保険者本人に保険料納付義務が発生する <u>健康保険組合がある</u> ことに注意が必要である。
初刷・第2刷	231	本文上から2～3行目	～2009（平成21）年（女性は2014（平成26）年に特別支給の～	～2013（平成25）年（女性は2018（平成30）年に特別支給の～
初刷・第2刷	237	本文上から8～13行目	～育児休業給付は、労働者が1歳未満の子どもを養育するために育児休業を取得した場合に、休業開始時の賃金月額30%を育児休業給付金として、10%を育児休業者職場復帰給付金として支給する制度であり、介護休業給付は家族を介護するために休業した場合に最大3ヵ月間、休業開始時の賃金月額の40%が支給される制度である。	削除（法律は残っているが、対象者なし）

\*1 2012（平成24）年改正基準による改正で、「期首の年金資産の額に合理的に期待される収益率」のことを「長期」であることを明確化し、「期待運用収益率」から「長期期待運用収益率」となっています。

※第2版初刷：平成26年2月17日発行  
 第2刷：平成28年4月18日発行



※図表は○部分が訂正箇所です。